

【B T】

第52回東北大会

バトントワリング

実施規定・審査規定

【学校部門】

2023



実施規定

1. 参加資格

(1) 参加資格は、次のいずれかとする。

① 2023年9月1日までに、一般社団法人日本バトン協会の小学校・中学校・高等学校・大学の学校区分に団体加盟登録していること。

※構成メンバーは2023年9月1日までに当該学校団体に構成員登録していること。

(構成メンバーとは、当日演技フロアに入場し演技するメンバー)

※補欠として2名まで登録することができる。

※加盟登録は会員組織規定に準ずる。

※大会には登録団体会員名で参加すること。

②各県組織より参加資格を与えられた団体であること。

③東北より出演依頼された団体または個人であること。(特別出演)

(2) 参加団体は、期限までに所定の参加手続きをすること。

①団体参加費として10,000円(合同は2団体目から3,000円ずつ追加)の納入

②構成メンバー登録会費として構成メンバー1名につき1,200円の納入(プログラム、記念バッジ、傷害保険料を含む)

※ただし、(1)③については、団体参加費・構成メンバー登録会費を徴収しない。

③その他、指定した書式の提出

(3) 加盟団体及び構成メンバー(補欠含む)の東北大会への参加は1回とする。

2. 構成

(1) 人数は、3名以上(ただし、バトン編成の全国大会推薦は、4名以上の団体を対象とする)

(2) 構成は以下のとおりとする。

小学校

- 1 単一団体加盟登録の小学校構成
- 2 複数の団体加盟登録による合同小学校構成

中学校

- 1 単一団体加盟登録の中学校構成
- 2 複数の団体加盟登録による合同中学校構成

高等学校

- 1 単一団体加盟登録の高等学校構成
- 2 同一学校法人による中等高等学校の団体加盟登録の学校構成
- 3 複数の団体加盟登録による合同高等学校構成

大学

- 1 単一団体加盟登録による大学構成
- 2 複数の団体加盟登録による合同大学構成

3. 演 技

(1) 演技

- ①衣装、使用曲等の演技に関わる全てにおいて、国歌、国歌を編曲された楽曲及び国旗の使用は不可とする。
- ②(ア) 1人1本のレギュラーバトンを使用すること。但し、演技において複数本の使用は可とする。
- (イ) 器物・特殊効果の使用は不可とする。

【補 足】

- 「器 物」 バトン・コスチューム類のどれにも属さず、作品の演出効果の為に用いるものを総称したもの。
 ※器物の使用は不可。
- 「特殊効果」フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いた全てのもの。
 ※特殊効果の使用は不可とする。

(2) 使用曲

- ①使用曲は自由とする。
- ②使用曲の長さは以下のとおりとする。

小 学 校	中 学 校	3分00秒以内	(過分5秒可)
高等学校	大 学	3分30秒以内	(過分5秒内)

(3) 演技フロア

- ①演技フロアは、BT部門演技フロア図のとおりとする。（特に指定のあるものを除き、線及び印はすべて5cm幅）※1
- ②フロア中心に一辺30mの正方形を実線で明示する。
- ③上記②の正方形の中央の縦横に、十字の直線を実線で明示する。さらに、その直線の中心から5mは太い実線(15cm幅)で明示する。
- ④演技フロア全域に5m間隔の十字の印(縦横30cm)を明示する。
- ⑤演技フロアへの入場は、構成メンバー（1.参加資格(2)②参照）のみとする。

※1全国大会の演技フロアのサイズとは異なる。

(4) 入退場

- ①構成メンバーは、前の団体の演技終了後、係員の合図に従い速やかに演技フロアに入場し、演技の準備をする。
- ②演技終了後、東退場口(出演経路図参照)を使用し、速やかに退場する。
- ③正面演技ラインより前方側の使用は、原則として禁止とする。

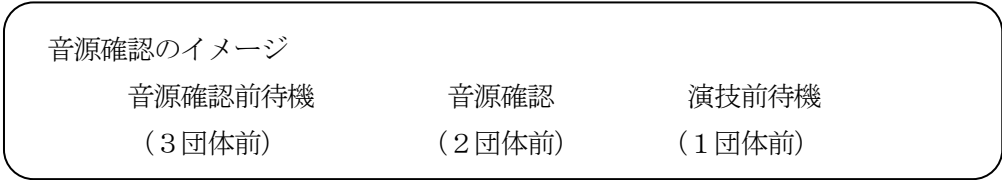
(5) 計時

- ①演技フロアへの入場から退場までを演技時間とし、演技時間は5分00秒以内とする。
 (入場の合図をした時点からすべての出場メンバーが退場ラインを通過した時点まで)
- ②審査時間の計時は、使用曲の第1音から最終音までとする。
 ※前の団体の演技終了後、1分間のBGMが流れる。その後、音響担当者の合図で使用曲が再生される。

(6) 登録引率者

- ①全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を3名まで登録することができる。また、登録引率者の内1名を音響担当者とする。※登録料として引率者1名につき1,200円を納入する。
 (プログラム、記念バッジ、傷害保険料含む)
- ②音響担当以外の登録引率者は、演技中フロア正面に設ける補助席にて待機・鑑賞する。

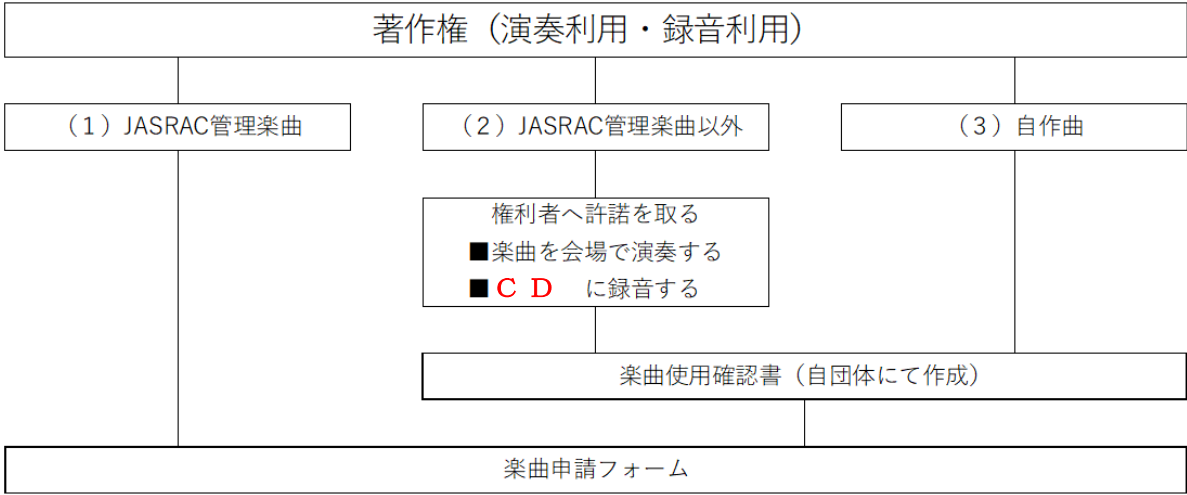
- (7) 演技用音源（郵送にて提出）
- ①使用曲は、CDに複製し、申込書類と一緒に郵送にて提出する。
 - ②CDには、当日再生する楽曲のみを収録する。
※CDの盤面には、【団体ID】と【団体名】を直接記載する。
※当日は、予備として別途収録したCDを持参する。
 - ③演技開始3団体前に音源確認前待機席に着席し、2団体前に使用曲を確認する。



- ① 音響を担当する登録引率者は、団体受付時に配布する音響担当者シールを左肩に貼り付ける。
使用後、シールは外すこと。
- ② 自団体と一緒に移動し「⑥入場前通路(出演経路図参照)」で参加団体と別れて音源確認席に移動する。
- ③ 音源確認席において音源を確認する。
- ④ 直前の団体の演技が終了したら、音響席に移動する。
(演技予定時刻に音響係がBGM(1分)を流し、その後使用音源を再生する。)
- ⑤ 演技終了後、音響係に音源停止の合図を行うこと。停止の合図は「ストップ」の言葉のみとする。
- ⑥ 演技終了後、CDを受領し速やかに退場する。

4. 著作権

・使用する音楽の著作権について



- (1) JASRAC管理の楽曲【市販楽曲】
- 各県大会において東北大会までの申請をし許諾を取った音源を使用する。県大会と録音利用が異なる楽曲を使用する場合は、各団体で再度申請し許諾を取ること。
- 提出物：楽曲申請フォーム（演奏利用明細書）
- (2) JASRAC管理ではない楽曲【市販楽曲・著作権フリー曲・自作アレンジ曲】
- 自団体で、権利者に楽曲を会場で演奏する許諾および、会場での演奏のためにCDへ録音する許諾を得ること。
- 提出物：楽曲使用確認書 ※責任者名で作成する。
楽曲申請フォーム（演奏利用明細書）

(3) 自作曲（オリジナル）

自団体が全ての権利を有している楽曲（既存の楽曲を編曲した場合は該当しない）

■提出物：楽曲使用確認書 ※責任者名で作成する。

楽曲申請フォーム（演奏利用明細書）

・大会における著作権隣接権について

RIAJ（日本レコード協会）の管理の有無に応じて、以下の提出をする。

著作権隣接権（音源利用）		
(1) RIAJ管理音源	(2) RIAJ管理楽曲以外	(3) 自作曲
RIAJ発行の音源使用許諾書	自団体発行の音源使用確認書	

(1) RIAJ管理楽曲【市販楽曲】

■提出物：RIAJ発行の音源使用許諾書（コピー可）

(2) RIAJ管理ではない楽曲【市販楽曲・著作権フリー曲・自作アレンジ曲】

■提出物：自団体発行の音源使用確認書

(3) 自作曲（オリジナル）

自団体が全ての権利を有している楽曲（既存の楽曲を編曲した場合は該当しない）

■提出物：自団体発行の音源使用確認書

※日本レコード協会以外に許諾申請された場合は、版元より出される許諾を証明する書類及び有料の場合は、振り込み済みの用紙（コピー可）を添えて提出する。

※大会で使用した演技曲について、万が一版元とのトラブルが生じた場合は、団体の責任の下に処理すること。

※県大会終了後、県事務局から支部事務局へ、録音利用明細書および録音利用申込書（写し）の提出が義務づけられている。

5. 肖像権等

- (1) 肖像権等の発生する物（絵・写真・ロゴ等）を使用する際は、各団体の責任の下に肖像権管理者の使用許諾を得て、証明書（任意様式）を提出すること。

6. その他

- (1) 大会参加に要する経費は、参加団体の負担とする。
- (2) 参加手続き期限後の変更等は、当日提出するチェックインシートにより受ける。
- (3) 納入された団体参加費・構成メンバー登録会費は返却しない。
- (4) 各県における出演順は、各県協会において決定する。

※参加団体の出演順は、県大会終了後に県大会規定により決定する。出場数に不足のあった場合は、出演順の遅い方から無効とする。

審査要領・審査規定

【審査基準 審査内容の細部については、第51回バトントワーリング全国大会に準ずる】

1. 審査委員長・審査員・審判員

(1) 審査委員長

- ①審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。
- ②審判員より報告を受けた違反について最終判定を行う。

(2) 審査員

小学校 中学校 高等学校 大学

審査員は3名とし、下記の内容を審査基準に基づき審査する。

- ア. サクセスレート（作品完成度） 1名
- イ. ジェネラルエフェクト（全体的効果） 1名
- ウ. パフォーマンス（ステージング・バトントワーリング・ボディーワーク） 1名

(3) 審判員

- ア. 審判員は複数とし、1名を審判長とする。
- イ. 審判員は、人数・時間・入退場の各内容を審判する。
- ウ. 審判員は、違反の有無を、審判長に報告する。
- エ. 審判長は、結果を審査委員長に報告し、違反の最終確認は審査委員長が行う。

2. 罰 則

ア. 参加団体及び応援保護者等により下記の項目に該当する行為があった場合、審査委員長は、大会長及び大会実行委員長との協議により、罰則の処置を決定し執行する。

イ. 該当した団体は大会実行委員会がこれを記録し、該当団体に対して書面にて通告する。

(1) 警 告

- ア. 役員・係員の指示に従わない行為のあった場合。
- イ. 他の参加団体及び観客に対して、迷惑となる行為のあった場合。
- ウ. 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。
- エ. 実施規定「1. 参加資格」（2）①に反した場合。
- オ. 実施規定「3. 演技」に反した場合。

(2) 失 格

- ア. 実施規定「1. 参加資格」（1）（3）に反した場合。
- イ. 実施規定「2. 構成」に反した場合。
- ウ. 消防法等の法令に抵触する行為（火気・危険物等の使用）があった場合。

3. 成績・成績判定・表彰

(1) 成績

得点・席次

ア.各審査員は、上記1. (2)に基づき、100点法(小数点なし)で採点する。

イ.演技終了後に各団体の得点を席次に換算する。

ウ.大会終了後、得点・席次一覧を通知する。

(2) 成績判定

ア.各団体の得点に従い金賞・銀賞・銅賞と判定する。

イ.全ての団体の得点を席次に換算し枠数に応じた団体数を全国大会へ推薦する。

(3) 表彰

ア.得点合計により、金・銀・銅の各賞を授与する。

(上位大会推薦団体を金賞とすることがある。)

イ.席次点合計の少ない団体を全国大会に推薦する。

ウ.席次合計が同点の場合は、得点合計の高い団体を推薦する。

エ.さらに同点の場合は、投票により選考する。

オ.全国大会推薦団体は、閉会式で発表する。

【本規定の主旨を変更することなく、実行委員会において加除訂正を行うことができる】